

羽 監 発 第 1 8 号
令和 4 年 9 月 9 日

羽後町長 安 藤 豊 様

羽後町監査委員 佐 藤 清

羽後町監査委員 阿 部 久 夫

令和 4 年度例月出納検査の結果について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により令和 4 年度 7 月分の例月出納検査を行ったので、同条第 3 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

令和 4 年 7 月分例月出納検査結果報告

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による標記検査の結果は、次のとおりである。

- 1 検査の対象 一般会計及び特別会計並びに企業会計に属する令和 4 年 7 月分の出納状況
- 2 検査の時期 令和 4 年 8 月 2 5 日（木）
- 3 検査の結果
 - (1) 各会計の歳入歳出の収支は、いずれも正確なものと認められる。
 - (2) 各会計の現在高は、当該歳入歳出残高に合致しており、正確なものと認められる。
 - (3) 諸帳簿、諸伝票の整理及び証書類の整理については、各会計ともおおむね適当と認められる。

羽 監 発 第 1 8 号
令和 4 年 9 月 9 日

羽後町議会議長
阿 部 養 助 様

羽後町監査委員 佐 藤 清

羽後町監査委員 阿 部 久 夫

令和 4 年度例月出納検査の結果について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により令和 4 年度 7 月分の例月出納検査を行ったので、同条第 3 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

令和 4 年 7 月分例月出納検査結果報告

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による標記検査の結果は、次のとおりである。

- 1 検査の対象 一般会計及び特別会計並びに企業会計に属する令和 4 年 7 月分の出納状況
- 2 検査の時期 令和 4 年 8 月 2 5 日（木）
- 3 検査の結果
 - (1) 各会計の歳入歳出の収支は、いずれも正確なものと認められる。
 - (2) 各会計の現在高は、当該歳入歳出残高に合致しており、正確なものと認められる。
 - (3) 諸帳簿、諸伝票の整理及び証書類の整理については、各会計ともおおむね適当と認められる。